

令和8年度鳥取県会計年度任用職員（発掘作業員）採用試験募集案内

◆鳥取県埋蔵文化財センター◆

〒680-0151 鳥取市国府町宮下1260番地
 電話 (0857)27-6711 <https://www.pref.tottori.lg.jp/maibun/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

| | |
|---------|---|
| 受付期間 | 令和8年4月9日（木）～令和8年4月23日（木） ◎郵送又は持参で申込みができます。 ◎郵送の場合は、令和8年4月23日（木）必着 17:15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間8:30～17:15 土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 |
| 試験日時 | 令和8年5月8日（金） ◎集合時間・集合場所は各受験者に別途文書でお知らせします。 |
| 試験会場 | 鳥取県東部庁舎（鳥取市立川町6丁目176番地） |
| 試験結果発表日 | 令和8年5月13日（水）（予定） |

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

| | |
|-----------|--|
| 職 種 | 会計年度任用職員（発掘作業員） |
| 採用予定者数 | 6名 |
| 職 務 内 容 | 古海古墳群内所在古墳の発掘調査等 |
| 配 属 先 | 古海古墳群の発掘調査地及びその周辺（鳥取市古海・徳尾・嶋地内） |
| 求 め る 人 材 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋外で体力を必要とする作業や貴重な出土品を取り扱う細かな作業ができ、共同作業ができる方。 ・任用期間（5か月程度）を通して勤務いただける方。 |

3 受験資格

- （1）年齢、性別を問いません。
- （2）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- （3）日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 試験内容

| 試 験 種 目 | 内 容 |
|---------|--------------------------|
| 人物試験 | 個別面接による人物についての口述試験（約10分） |

5 任用期間

令和8年6月8日～11月6日（予定）

6 勤務条件（予定）

| | |
|-----------|---|
| 給 与 | <p>○報酬 時間額 1,280円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて月額1,700円から53,100円に1箇月の通勤回数に乗じて21で除した額の範囲内で支給します。 ※ 16/21を上限とする。</p> |
| 福 利 | <p>地方公務員共済（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害（配置所属により労災）対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。</p> |
| 休 暇 | <p>次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大3日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p> |
| 勤務日及び勤務時間 | <p>週24時間以内 午前9時から午後4時まで（休憩時間 正午から午後1時まで） ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。</p> |

◎上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

| | |
|---------------|--|
| 提出書類等 | <p>(1) 採用試験受験申込書 1部 ※申込書に顔写真を貼付すること。</p> <p>(2) 会場への集合時間通知用の定型封筒 1部 ※110円切手を貼付した封筒に、返信先の郵便番号、住所、氏名を明記すること。</p> <p>(3) 合否結果通知用の定型封筒 1部 ※110円切手を貼付した封筒に、返信先の郵便番号、住所、氏名を明記すること。</p> |
| 申 込 先 | <p>鳥取県埋蔵文化財センター 〒680-0151 鳥取市国府町宮下1260番地 電話（0857）27-6711 〔郵便で申し込む場合〕 ・封筒の表に赤字で「発掘作業員受験申込書」と書いてください。 ・申込書は受付期間内必着です。 ・簡易書留による郵送が確実です。その場合、郵便局で交付される受領証は、試験日時の連絡があるまで大切に保管しておいてください。</p> |
| 申込書及び受験票の記載方法 | <p>・記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 ・※の欄を除く全ての欄にもれなく正確に記入してください。</p> |
| 試験日時のお知らせ | <p>試験会場への集合時間は郵送で通知します。令和8年4月30日（木）までに到着しないときは、速やかに上記申込先に問い合わせてください。</p> |

8 採用予定者の決定方法

- (1) 人物試験の得点の高い順に、採用予定者及び補欠合格者（2名程度）を決定します。
ただし、得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。
- (2) 補欠合格者は、採用予定者の辞退又取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合や補欠合格の有効期限内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。
※ 補欠合格有効期限 令和8年6月5日（金）
- (3) 合格者には、採用までに履歴書を提出していただきます。提出書類の記載事項に虚偽があると、この試験に合格されても採用されない場合があります。

9 試験結果の発表

受験者全員に個別に通知します。

10 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

| 開示請求ができる者 | 開示の内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|--------------|-----------|--------------|--------------|
| 受験者本人又は法定代理人 | 試験の得点及び順位 | 試験結果発表日から1月間 | 鳥取県埋蔵文化財センター |

試験結果の開示の請求は、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、試験結果（合否）の通知とは別に、希望者には郵送により試験の得点等を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号（12cm×23cm）〕を持参してください。

11 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知の発送、採用手続き、配属先の決定及びその連絡以外には利用しません。

12 受験申込・問い合わせ先案内

鳥取県埋蔵文化財センター

〒680-0151 鳥取市国府町宮下1260番地 電話（0857）27-6711

※ バス利用の場合 日ノ丸バス中河原線「岩倉」下車。徒歩650m。

13 試験会場

鳥取県東部庁舎（〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176番地）

※ バス利用の場合 日交バス桜谷・面影循環線「鳥取県東部庁舎前」下車

【周辺地図】

